

第3給食センター（仮称）整備計画検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 第3給食センター（仮称）の整備計画を策定するにあたり，専門的な見地及び保護者・学校関係者の立場から幅広く意見の聴取を行うため，第3給食センター（仮称）整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 施設設備等の基本仕様に関すること。
- （2） 事業手法の選定に関すること。
- （3） その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会は，次に掲げる10人の委員をもって構成し，教育長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 保護者代表
- （3） 学校関係者
- （4） 学校給食関係者
- （5） 教育委員会事務局の職員

（任期）

第4条 委員の任期は，原則として平成29年12月末までとする。

（組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は，委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し，委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は，委員長が招集し，その議長となる。

（意見の聴取）

第7条 委員会は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は，教育委員会教育支援部給食運営課において行う。

（実施の細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関して必要な事項は，委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は，平成29年3月14日から実施する。